福岡入国管理局佐賀出張所長
福岡入国管理局長崎出張所長
福岡入国管理局対馬出張所長
福岡入国管理局熊本出張所長
福岡入国管理局大分出張所長
福岡入国管理局宮崎出張所長
福岡入国管理局鹿児島出張所長
福岡入国管理局那覇支局首席審査官
福岡入国管理局那覇支局那覇空港出張所長
福岡入国管理局那覇支局石垣港出張所長
福岡入国管理局那覇支局嘉手納出張所長
福岡入国管理局那覇支局宮古島出張所長

附　則

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

告　示

○内閣府告示第四十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
別表	別表
［略］	［同上］
食品安全委員会事務局	食品安全委員会事務局長
［項を削る。］	成年後見制度利用促進委員会事務局長
国会等移転審議会事務局	国会等移転審議会事務局長
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府告示第四十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三